

独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果

I 諸手当

1 給与水準に影響する諸手当

平成20年度において、給与水準に影響する諸手当^(注1)のうち国と異なる諸手当^(注2)を設けている法人は39法人（延べ76手当）あり、これらの法人における国と異なる諸手当の状況は以下のとおりである。

(注) 1 超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除く手当

2 国の諸手当と同じ目的で支給することとしているが国よりも高い支給額を定めたり支給額の算定方法等が異なっている手当

(1) 俸給の特別調整

<国>

管理又は監督の地位にある職員に支給するものであり、民間でいう管理職手当に相当するが、民間企業では役職の職責手当は基本給とは別に定額で定めているのが一般的である。以前、国においては俸給月額に区分ごとの支給割合を乗じて支給する定率制となっていたため、昇級に連動して手当額が累進し、同じ役職であっても経験年数の差に応じて手当額に大きな差が生じるなど、年功的な要素の強い仕組みとなっていた。このような年功的な要素を排除し、管理、監督の地位にある職員の職務・職責を端的に反映、評価すべく、国は、平成19年4月から、職責に応じた定額制を導入している。

① 俸給月額に支給割合を乗じて支給額を算定する定率制を採用している法人

（沖縄科学技術研究基盤整備機構、日本万国博覧会記念機構、物質・材料研究機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、農業者年金基金、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構）

② 国は、行政職では139,300円、研究職では139,700円が本手当の最高支給額となっているが、国の最高額より高い支給額を定めている役職がある法人

（情報通信研究機構、日本スポーツ振興センター、産業技術総合研究所、原子力

安全基盤機構、水資源機構、住宅金融支援機構)

(2) 初任給調整手当

<国>

民間企業とその他世間一般の初任給との差に原因する採用困難等の事情を緩和し、必要な人材を公務に確保することを狙いとして設けられた手当であり、国においては、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職等（医師及び歯科医師等）に支給し、最高額を306,900円として、医師の採用困難の程度及び期間に応じた支給額を定め、採用の日から一定期間支給している。

なお、平成20年8月11日の人事院勧告を受けて、国は、21年4月1日より、若手・中堅医師の人材確保のため、初任給調整手当の最高額を410,900円(104,000円引き上げ)としている。

① 国より高い支給を定めている法人

- ア. 最高額307,900円
(労働者健康福祉機構)
- イ. 最高額307,900円
(国立病院機構)

(3) 専門スタッフ職調整手当

<国>

極めて高度の専門的な知識、経験・識見を活用して遂行することが必要とされる業務で、重要度・困難度が特に高い業務に従事する職員に対し、俸給月額に10/100を乗じた額を支給している。

① 定額制を採用している法人

(農林漁業信用基金)

(4) 扶養手当

<国>

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給するものであり、国においては、

配偶者 13,000 円、配偶者以外各 6,500 円、子（16 歳年度初め～22 歳年度末）がいる場合の加算額各 5,000 円と支給額を定めている。

- ① 配偶者 16,000 円、配偶者以外各 8,000 円、子（16 歳年度初め～22 歳年度末）がいる場合の加算額各 6,100 円を支給している法人
（医薬品医療機器総合機構）
- ② 配偶者 18,800 円、配偶者以外各 9,425 円、子（16 歳年度初め～22 歳年度末）がいる場合の加算額各 7,200 円を支給している法人
（日本貿易保険）
- ③ 配偶者のない職員の子のうち、2 人までそれぞれ 11,000 円を支給（平成 21 年 6 月まで）している法人
（日本貿易振興機構）

（5）広域異動手当

<国>

官署間の距離等が 60 km 以上の広域的な異動等を行った職員に対し、官署間の距離に応じて異動等の日から 3 年間支給する手当であり、国においては、俸給に、俸給の特別調整額及び扶養手当等を加えた月額に、距離区分に応じて定められた支給割合（60km 以上 300km 未満は 3/100、300km 以上は 6/100）を乗じた額を支給している。

- ① 距離区分を設けず、60km 以上の広域的な異動を行った職員に対して、一律的に支給割合を 4.5/100 と定めている法人
（科学技術振興機構）
- ② 300km 以上の異動を行う職員に対し、国より高い 10/100 を支給割合として定めている法人
（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

（6）研究員調整手当

<国>

研究員調整手当は、科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の

状況、研究員の採用状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関に勤務する研究員に支給される手当であり、国においては、俸給に、俸給の特別調整額及び扶養手当を加算した月額に、10/100 を乗じて算定した額を支給している。

- ① 国より高い支給割合（12/100）を定めている法人
（情報通信研究機構）
- ② 定額制となっている法人
 - ア. 定額（役職手当の支給を受ける者月額 25,000 円、それ以外の者月額 40,000 円）を支給している。
（海洋研究開発機構）
 - イ. 定額（職務の級に応じて月額 19,000～33,800 円）を支給している。
（日本原子力研究開発機構）

（7）住居手当

<国の場合>

借家・借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家・借間に居住する職員に支給するものであり、国においては、借家・借間居住職員（月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員）に対しては最高 27,000 円まで、自宅居住職員に対しては 2,500 円（自宅の新築・購入から 5 年間に限る）と支給額を定めている。

なお、平成 21 年 8 月 11 日の人事院勧告において、国は、自宅に係る住居手当（新築・購入後 5 年に限り支給、月額 2,500 円）は廃止するよう求められているところである。

- ① 国より高い支給額を定めている法人
 - ア. 任期制職員が負担する家賃（2 台までの駐車場料金及び居住維持費を含む）の月額 5 分の 4 に相当する額（各々の研究を統括する立場にある代表研究者の月額の上限は 160,000 円）を支給している。
（沖縄科学技術研究基盤整備機構）
 - イ. 任期制職員が負担する家賃の月額の 1/2 に相当する額（月額世帯用住宅の上

限額 60,000 円、単身用住宅の上限額 40,000 円) を支給している。

(理化学研究所)

ウ. 借家・借間居住職員に対し独身者には最高 50,000 円まで、扶養親族がいる場合は最高 100,000 円まで支給している。

(日本貿易保険)

② 国にはない支給内容を定めている法人

ア. 借家・借間居住職員に対し最高 50,000 円まで支給するなど国より高い支給額となっているのに加え、住宅を取得するための借入金残高が 500 万円以上ある職員に対し、借入残高に応じて 6,000 円から 13,000 円を支給している。

(原子力安全基盤機構)

(8) 単身赴任手当

<国>

異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給するものであり、国においては、職員住居と配偶者住居との交通距離に応じて月額 23,000 円から 68,000 円の間で支給額を定めている。

① 国にはない支給内容を定めている法人

原則、国と支給額算定方法は同じであるが、組織改編に伴う時限的措置（平成 23 年 3 月 31 日まで）として、配偶者の住居に帰省する月に限り、月額 23,000 円に 1 回の帰省に係る交通運賃の実費額を加算する方法を選択できるものとしている。

(日本スポーツ振興センター)

(9) 期末手当（期末特別手当）、勤勉手当

<国>

期末手当は、民間における賞与等のうち定率支給分に相当する手当として 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する職員に支給するものであり（指定職俸給表の適用を受ける職員は期末手当の代わりに期末特別手当を支給）、また、勤勉手当は、民間における賞与等のうち考課査定分に相当する手当として 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する職員に勤務成績に応じて支給するものである。

① 職務別加算や成績率の支給割合や、支給額算定方法が国と異なっている法人

(国民生活センター、沖縄科学技術研究基盤整備機構、情報通信研究機構、国際協力機構、日本万国博覧会記念機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、年金・健康保険福祉施設整理機構、経済産業研究所、日本貿易保険、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、空港周辺整備機構、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構、環境再生保全機構)

② 考課査定がなされていない法人

(日本原子力研究開発機構(課長代理職以上の職員は考課査定を実施))

平成20年度において、法人独自の諸手当を設けている法人は17法人(延べ27手当)であり、これら法人における法人独自の諸手当の状況が表I-1のとおりである。

2 給与水準に影響しない諸手当

平成20年度において、給与水準に影響しない諸手当^(注1)のうち国と異なる諸手当^(注2)を設けている法人は9法人(延べ12手当)あり、これらの法人における国と異なる諸手当の状況は以下のとおりである。

(注) 1 超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当

2 国の諸手当と同じ目的で支給することとしているが国よりも高い支給額を定めたり支給額の算定方法等が異なっている手当

(1) 通勤手当

<国>

通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給するものであり、通勤距離が片道2km以上である職員を対象に、交通機関等の利用者については、経済性を考慮して6箇月定期券等の価額による一括支給(ただし一箇月当たり55,000円が支給限度額)、自動車等の交通用具使用者については通勤距離に応じた月額(2,000円~24,500円)を毎月支給している。

① 交通機関等の利用者について、国より高い支給額の上限等を定めている法人

ア. 1か月の上限額を100,000円と定めている

(経済産業研究所、日本貿易保険、製品評価技術基盤機構、原子力安全基盤機構)

イ. 1か月の上限額を65,000円と定めている

(産業技術総合研究所)

② 自動車等の交通用具使用者について、国にはない支給内容を定めている法人

夜間交替勤務の遠距離通勤者に対する支給額(26,100円が上限)を定めている法人

(国立印刷局)

(2) 特殊勤務手当

<国>

高所作業等、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を俸給で考慮すること

が適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する手当であり、国は、職務内容に応じた27種類の手当が定められている。

- ① 夜間看護等手当について、国が定めている最高支給額（6,800円）を上回る最高支給額（8,800円）を定めている法人
（国立病院機構）

（3）超過勤務手当

<国>

超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給される手当であり、国においては、勤務1時間当たりの給与額に勤務の区分に応じて定められている支給割合（労働基準法に基づき、正規の勤務時間が割り振られた日の超過勤務は125/100、それ以外の日の超過勤務は135/100に設定）と、勤務時間数を乗じて、支給額を算定している。

- ① 国より高い支給割合を定めている法人
（国際協力機構、労働政策研究・研修機構）

（4）宿日直手当

<国>

宿日直を行った職員に支給される手当であり、国においては、勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,200円から20,000円の支給額を定め、実績に応じて支給額を算定している。

- ① 職員の勤務1日当たりの平均賃金額の1/3に相当する額を支給する定率制を採用している法人
（大学入試センター）
- ② 国より高い支給額を設定し、国にはない勤務態様に対しても手当の支給対象としている法人
（放射線医学総合研究所）

(5) 管理職特別勤務手当

<国>

特定の管理職員等が臨時又は緊急の必要等により、休日に勤務した場合に支給される手当であり、国においては、俸給の特別調整額の区分等に応じ、勤務1回につき6,000円から27,000円の範囲で支給額を定めている。

- ① 職務の級の最高号俸の月例給与額に10/100を乗じて得た額を最高限度額として支給額を定めている法人

(国立病院機構)

平成20年度において、法人独自の諸手当を設けている法人は20法人(延べ53手当)であり、これら法人における法人独自の諸手当の状況が表I-2のとおりである。